

ローンカード規定(定額返済型・個人用)

1. (カードの利用)

カードローン契約に基づいて発行したローンカードは、当該カードローン口座について、カードローン借入金の入金(以下「入金」といいます。)、カードローン借入金の出金(以下出金といいます。)、振込・振替・残高照会、通帳記帳などの取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。)を使用して次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の自動機を使用してカードローン借入金に入金をする場合
- ② 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の自動機を使用してカードローン借入金の出金をする場合
- ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

2. (自動機によるカードローン借入金の入金)

- (1) 自動機を使用してカードローン借入金に入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカード(またはローンカードと通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による入金は、自動機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨(自動機の機種により硬貨の取扱いができない場合があります。)に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (自動機によるカードローン借入金の出金)

- (1) 自動機を使用してカードローン借入金の出金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による出金は、自動機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの出金について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金

額の範囲内とします。

- (4) 当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの出金回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 自動機を使用してカードローン借入金の出金をする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額をこえるときは、その出金はできません。

4. (自動機による振込)

- (1) 自動機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合におけるカードローン借入金の出金については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の自動機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の自動機による1日あたりの振込回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用してカードローン借入金に入金をする場合には、当金庫または預入提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 自動機を使用してカードローン借入金の出金をする場合には、当金庫または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、カードローン借入金の入金および出金時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金・出金をしたカードローン口座から自動的に貸越を行い引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの出金時に、通帳および払戻請求書なしで、その出金をしたカードローン口座より自動的に貸越を行い引落します。なお、

振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でローンカードによりカードローン借入金に入金をすることができます。
- (2) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でローンカードによりカードローン借入金の出金をすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による入金または出金をする場合には、ローンカードを提出し当金庫所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (ローンカードによる入金・出金金額等の通帳記入)

ローンカードにより入金した金額、出金した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の自動機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でローンカードにより取扱った場合にも同様とします。

8. (ご利用明細表)

お通帳を発行しない場合、ローンカードにより入金した金額、出金した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額を記録した「カードローンご利用明細表」を毎年3ヶ月毎にお届けいたします。

9. (ローンカード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、自動機操作の際に使用されたローンカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえカードローン借入金の出金を行います。当金庫の窓口においても同様にローンカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話

番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによるカードローン借入金の出金の出金の停止の措置を講じます。

- (3) ローンカードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、ローンカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) ローンカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該出金にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補填を請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた出金にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補填対象額」といいます。)を補填するものとします。

ただし、当該出金が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填責任を負いません。

① 当該出金が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

(1) ローンカードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

(2) 暗証番号は、第1項によるほか、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第1項による届出の必要はありません。

13. (ローンカードの再発行等)

(1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

14. (自動機への誤入力等)

(1) 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の自動機、支払提携先の自動機、振込提携先の自動機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

(2) ローンカードによる窓口でのカードローン借入金の入金または出金をする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (ローンカードの期限)

- (1) ローンカードの期限は、カードローン契約の期限と同一とします。期限切れのローンカードは直ちに当金庫(取扱店)に返却してください。
- (2) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約は延長された場合は、ローンカードは継続して使用することができます。
- (3) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が終了した場合には、使用中のローンカードは、ローンカード期限のいかんにかかわらず無効とします。

16. (解約、ローンカードの利用停止等)

- (1) カードローン口座を解約または終了ならびにローンカードの利用を取りやめる場合には、そのローンカードを当金庫(取扱店)に返却してください。また、当金庫カードローン契約規定により、カードローン口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延長させていただく場合があります。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにローンカードを当金庫(取扱店)に返却してください。
- (3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第17条に定める規定に違反した場合
 - ② カードローン口座に関し、最終の入金または出金から当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約規定の各条項、および振込規定により取扱います。

ICローンカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1)この特約は、ICローンカードのICチップ提供機能(全国銀行協会標準仕様のICローンカードとしての機能その他当金庫所定の取引にかかる機能)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は当金庫ローンカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫ローンカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫ローンカード規定により取扱うものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫ローンカード規定の定義によるものとします。

2. (ICチップ提供機能の利用)

- (1)ICチップ提供機能は、次の場合に利用することができます。
 - ①当金庫所定のICチップ提供機能が利用できる当金庫および預入提携先の自動機を使用してカードローン借入金に入金をする場合
 - ②当金庫所定のICチップ提供機能が利用できる当金庫および文払提携先の自動機を使用してカードローン借入金の出金をする場合
 - ③当金庫所定のICチップ提供機能が利用できる当金庫および振込提携先の自動機を使用して振込資金をカードローン借入金口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合
 - ④その他当金庫所定の取引をする場合
- (2)当金庫ローンカード規定の定めにかかわらず、ICチップ提供機能は、前項の自動機以外の自動機では利用できません。

3. (1日あたりの払戻し限度額の適用区分)

当金庫は、当金庫および支払提携先・振込提携先の自動機を利用した現金出金および振込において、当金庫の定めにより1日あたりの限度額を設けるものとします。

4. (ICローンカードの有効期限)

- (1)ICローンカードの有効期限は、ICローンカード上に表示された年月の末日までとします。
- (2)ICローンカードの有効期限経過後は、ICローンカードの利用はできません。
- (3)ICローンカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいICローンカードを事前に送付します。有効期限が到来したICローンカードは当金庫に返却していただくか、ICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ廃棄してください。

5. (オンラインデビット機能)

ICチップ提供機能を利用したオンラインデビットサービスは、ご利用できません。

6. (ICローンカード対応自動機の故障時の取扱い)

ICローンカード対応自動機の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

7. (ICチップの故障時の取扱い)

ICチップの故障等によりICローンカードを利用できなくなった場合は、当金庫にICローンカードの再発行を申し出てください。なお、ICローンカードを利用できなくなったことにより損害が生じても、当金庫、支払提携先または振込提携先は責任を負わないものとします。

8. (ICローンカードの発行時における手数料の取扱い)

ICローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上

(2020年10月20日現在)